## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、本判決書末尾添付弁護人小林為太郎作成の控訴趣意書記載の とおりである。

控訴趣意第一点について、

主たる支配者の指揮監督を受けその機械的補助者として、他人の物に対し事実上の支配をするに過ぎない者が、主たる支配者の意思に反してその物を自分の独占的支配に移したときは、たとえ自分と同じ地位にある同僚の諒解の下に行つたとしても窃取と言うに何らの妨げはない。原判決の挙示する証拠によると株式会社A製作所診療所勤務の看護婦である被告人が、同会社所有の医薬品材料等の出入保管を担当する同診療所主任Bの意思に反して本件の医薬品を同会社外に持ち出したことが明らかであるから、所論のように、右持出の際同僚看護婦Cに告知したとしても、被告人の右行為が窃取にあたること多言を要しない。

同第二点について

本件記録及び原裁判所において取り調べた証拠を精査し、諸般の事情を考慮して も、原審が被告人を懲役六月に処しこれに一年間の執行猶予を附したことが不当に 重いとは言えない。論旨は理由がない。

よつて、刑事訴訟法第三百九十六条に従い主文のとおり判決する。 (裁判長判事 瀬谷信義 判事 山崎薫 判事 西尾貢一)